

放課後等デイサービスの利用期間更新に係る 医療機関の診断書等の提出についてのお知らせ

障がい者手帳等を有していない児童等が放課後等デイサービスを継続して利用する場合に、定期的（小2、小5の更新時）な医療機関の受診を促すことで、本市が児童の障がいの状態や、療育に関する課題を把握し、医療と福祉の両面から支援を行うものとしております。

1. 利用期間更新時に医療機関の診断書等が必要な対象者について

問：利用されているお子さんは以下4項目のいずれかに該当しますか？

- ・ 障がい者手帳を所持
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証を所持
- ・ 特別児童扶養手当を受給
- ・ 特別支援学級又は特別支援学校への就学

する

通常通りの更新になります。

※医療機関の診断書等は
必要ありません。

しない

※受給者証更新時に医療機関の診断書等が必要です。

更新時（小学2年、小学5年の更新時）に医療機関の診断書等を提出してください。

なお、診断書等の有効期間は**提出時の前1年間**を有効期間とします。

※期間中に問1の4項目に該当した場合には診断書等は不要です。

2. 医療機関の診断書等が更新月に間に合わなかった場合

有効期間内に診断書等が間に合わなかった場合は、更新ができません。

※診断書等の提出日（郵送の場合は到着日）以降からの利用（受給者証の発行）となります。

【問い合わせ先】

飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 障がい者自立支援係

TEL 0948-22-5500（内線1156）

FAX 0948-21-6356